

官報号外

平成十四年七月三十一日

○第一百五十四回 参議院會議錄第四十三号

平成十四年七月三十一日(水曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第四十四号

平成十四年七月三十一日
午前十時 本会議

第一 議長不信任決議案(築瀬進君外十名発議)

(委員会審査省略要求事件)
第二 内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案

(角田義一君外九名発議)(委員会審査省略要

求事件)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一及び第二
一、ホームレスの自立の支援等に関する特別措

置法案(衆議院提出)

一、食品衛生法の一部を改正する法律案(衆議

院提出)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び

少年院施設の増員に関する請願外六百一十九

件の請願

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中
も継続するの件

〔築瀬進君登壇、拍手〕

○築瀬進君 議長不信任決議案提案趣旨説明をい

たします。

私は、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民

主党・護憲連合の三会派及び西岡武夫君外一名提

案の、ただいま議題となりました議長不信任決議

平成十四年七月三十一日 參議院會議錄第四十三号 議長不信任決議案

案について、提案の趣旨を説明いたします。
まず、決議案の案文を朗読させていただきま

す。

本院は、議長倉田寛之君を信任しない。

右決議する。

七月二十六日午後三時五分、倉田議長は本会議

開会のベルを押しました。そして、全野党が欠席

する異常な光景を物ともせず、ギャベルを打ち鳴

らして、本会議を主宰したのであります。

また議長に申し上げたい。あなたが押した本会

議開会のベルは、参議院の自殺行為のスタートボ

タンにほかならなかったのであります。

議長、むしろあなたが押すべきだったのは、委

員会に差し戻すという民主主義のリセットボタン

でなければならなかつた。

議長の行為は、正に民主主義の破壊に自ら手を

染めたことにはなりません。

私たち、このような議長を院の代表者と認め

るわけにはいきません。良識の府参議院をよみが

えらせるためにも、議長、あなたは即刻退任すべ

きであります。

倉田議長、あなたは、四月二十一日、参議院本

会議において選任されました。井上前議長の秘書

給与問題による議長辞任、そして議員辞職を受け

て、議長として新たに選出されたのがあなたであ

ります。

井上前議長は、正に良識の府参議院の名譽と信

頼を著しく傷付けた。とするなら、その後任のあ

なたに課された重大な使命は、失われた参議院の

名譽を回復し、参議院の存在意義を高め、参議院

に対する国民の信頼を回復することにはかなうな

りません。

私は、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民

主党・護憲連合の三会派及び西岡武夫君外一名提

案の、ただいま議題となりました議長不信任決議

に対する国民の信頼を回復することにはかなうな

りません。

このことが、この議長の強烈なリーダーシップでありま

した。議場がどんなに混乱しても、議長がオーラーと一言発するや、一瞬にして議場は肅然とす

る。なぜそうなのか、ここが肝心です。なぜそ

ののかと問い合わせると答えは実に簡明であります。

議長、あなたは就任に当たって党籍を離脱した

はずであります。それは、一党一派に偏ること

のない中立公正な議会を運営することを身をもつ

午後三時一分開議
○議長(倉田寛之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際 日程に追加して、

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

案 食品衛生法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔阿部正俊君登壇、拍手〕

○阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案は、ホームレスの自立の支援等に関する特別

国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、

ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであります。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案は、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国で製造がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる制度を創設しようとすることのあります。

委員会においては、両法律案を一括議題とし、提出者であります森衆議院厚生労働委員長よ

り趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

一百三十一

反対

賛成

○議長(倉田寛之君) よって、両案は全会一致をもって可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔阿部正俊君登壇、拍手〕

○阿部正俊君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ホームレスの自立の支援等に関する特別

国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、

ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理

解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであります。

次に、食品衛生法の一部を改正する法律案は、食品衛生法違反となるおそれが高い特定の国で製

造がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる制度を創設しようとすることのあります。

委員会においては、両法律案を一括議題とし、提出者であります森衆議院厚生労働委員長よ

り法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(四十七件) 増員に関する請願外六百二十九件の請願 委員会及び調査会

裁判所の人的及び物的充実に関する請願(二十一件)

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(一件)

願(一件)

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする私学助成の拡充に関する請願(一件)

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(一件)

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(三件)

精神障害者のに対する通院医療費公費負担制度の関する法律第十九条の改正に関する請願(三件)

〔百二十五件〕

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(八十一件)

精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願(四件)

障害者の雇用率引上げ及び職域開発に関する請願(二十六件)

脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(二十六件)

小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願(一百四十九件)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(倉田寛之君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(倉田寛之君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

骨髓バンク事業の充実に関する請願(二件)

抗がん剤治療の改善に関する請願(一件)

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願(四件)

骨髓バンク事業の充実に関する請願(二件)

抗がん剤治療の改善に関する請願(一件)

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願(四件)

内閣委員会

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第百五十二回国会參第四号)

一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

予算委員会	厚生労働委員会
決算委員会	理事 田浦 直君 (齊藤滋宣君の補欠)
辞任	金田 勝年君 三浦 一水君
三浦 一水君	補欠
金田 勝年君	三浦 一水君
本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
辞任	辞任
三浦 一水君	三浦 一水君
松村 龍一君	金田 勝年君
鴻池 祥馨君	鴻池 祥馨君
本日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	本日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際問題に関する調査会委員会	国際問題に関する調査会委員会
辞任	辞任
田浦 直君	田浦 直君
直君	直君
共生社会に関する調査会委員会	共生社会に関する調査会委員会
辞任	辞任
田浦 直君	田浦 直君
山崎 力君	山崎 力君
直君	直君
本日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	本日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員会	災害対策特別委員会
理事 弘友 和夫君 (弘友和夫君の補欠)	理事 高嶋 良充君 (高嶋良充君の補欠)
本日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。	本日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。
国 の 行 政 機 関 の 職 員 等 の 営 利 企 業 等 へ の 就 職 の 制 限 等 に 關 す る 法 律 案 (宮 本 岳 志 君 外 一 名 発 議) (參 第 四 号)	国 の 行 政 機 関 の 職 員 等 の 営 利 企 業 等 へ の 就 職 の 制 限 等 に 關 す る 法 律 案 (宮 本 岳 志 君 外 一 名 発 議) (參 第 四 号)
総務委員会に付託	総務委員会に付託
地 域 金 融 の 円 滑 化 に 關 す る 法 律 案 (櫻 井 充 君 外 四 名 発 議) (參 第 三 号)	地 域 金 融 の 円 滑 化 に 關 す る 法 律 案 (櫻 井 充 君 外 四 名 発 議) (參 第 三 号)
特 定 非 営 利 活 動 の 促 進 の た め の 法 人 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (江 田 五 月 君 外 九 名 発 議) (參 第 八 号)	特 定 非 営 利 活 動 の 促 進 の た め の 法 人 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (江 田 五 月 君 外 九 名 発 議) (參 第 八 号)
内閣委員会	内閣委員会
理事 齊藤 滋宣君 (齊藤滋宣君の補欠)	理事 齊藤 滋宣君 (齊藤滋宣君の補欠)
総務委員会	総務委員会
理事 高橋 千秋君 (高橋良充君の補欠)	理事 高橋 千秋君 (高橋良充君の補欠)
財政金融委員会	財政金融委員会
理事 入澤 肇君 (入澤肇君の補欠)	理事 入澤 肇君 (入澤肇君の補欠)
文教科学委員会	文教科学委員会
理事 小林 元君 (小林元君の補欠)	理事 小林 元君 (小林元君の補欠)
本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。	本日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇一号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇一号)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇二号)
法律の一部を改正する法律案(衆第15号)	法律の一部を改正する法律案(衆第15号)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)
法律の一部を改正する法律案(衆第16号)	法律の一部を改正する法律案(衆第16号)
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)
本日議長は、次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。	本日議長は、次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第五六号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第五六号)
法律の一部を改正する法律案(衆第15号)	法律の一部を改正する法律案(衆第15号)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)	行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)
法律の一部を改正する法律案(衆第16号)	法律の一部を改正する法律案(衆第16号)
内閣委員会	内閣委員会
理事 田浦 直君 (齊藤滋宣君の補欠)	理事 田浦 直君 (齊藤滋宣君の補欠)
内閣委員会	内閣委員会
件	件
議院運営委員会	議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件	一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
書が提出された。	書が提出された。
内閣委員会	内閣委員会
一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査	一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査

官報(号外)

総務委員会	情に関する調査
一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選舉、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査	道路管理者等の責務に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)(第四四号)
法務委員会	外交防衛委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
外交防衛委員会	一、災害対策樹立に関する調査
財政金融委員会	一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
文教科学委員会	国会等の移転に関する特別委員会
一、財政及び金融等に関する調査	一、国会等の移転に関する調査
文教科学委員会	金融問題及び経済活性化に関する特別委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査	一、金融問題及び経済活性化に関する調査
厚生労働委員会	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査	一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
農林水産委員会	本日委員長から次の報告書が提出された。
一、農林水産に関する調査	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(衆第四二号)審査報告書
経済産業委員会	食品衛生法の一部を改正する法律案(衆第四四号)審査報告書
国土交通委員会	法務委員会請願審査報告書(第一号)
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査	外交防衛委員会請願審査報告書(第一号)
環境委員会	文教科学委員会請願審査報告書(第一号)
一、環境及び公害問題に関する調査	厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)
予算委員会	農林水産委員会請願審査報告書(第一号)
一、予算の執行状況に関する調査	沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)
決算委員会	国家の基本政策に関する調査報告書
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査	本日次の質問主意書を内閣に転送した。 主意書(福島瑞穂君提出)(第四二号)
行政監視委員会	セクシーシュアル・ハラスメントの被害者救済に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第四二号)
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情	本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会院及び内閣に通知した。
行政監視委員会	ホーメレスの自立の支援等に関する特別措置法
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情	本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会院及び内閣に通知した。
官報(号外)	道路法による路線の変更又は廃止の要件並びに道路管理者等の責務に関する質問主意書(浅尾慶一郎君提出)(第四四号)
総務委員会	二、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査
一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇三号)	中国製ダイエット食品による健康被害及び中国医学の適切な普及に関する質問主意書(福本潤一君提出)(第四五号)
二、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇四号)	ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する質問主意書(山本孝史君提出)(第四六号)
三、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(閣法第一〇四号)	米軍横田基地に関する質問主意書(井上美代君外一名提出)(第四七号)
四、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する法律案(閣法第一〇四号)	米兵の「急使」の不逮捕特權に関する質問主意書(大田昌秀君提出)(第四八号)
五、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	大使天下り人事と北方三島疑惑に関する質問主意書(又市征治君提出)(第四九号)
六、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(閣法第一〇四号)	電源開発特別会計と電源地域振興センターの業務に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第五〇号)
七、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	ミャンマー国バルーチャン第一水力発電所補修計画における環境・社会面の影響に関する質問主意書(谷博之君提出)(第五一号)
八、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	本日議院において採択した「商業捕鯨の早期再開等に関する請願」外五百四件の請願は、即日これを内閣に送付した。
九、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
十、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	ホーメレスの自立の支援等に関する特別措置法
十一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	食品衛生法の一部を改正する法律
十二、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会院及び内閣に通知した。
十三、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	四、財政及び金融等に関する調査
十四、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	文教科学委員会
十五、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
十六、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	厚生労働委員会
十七、内閣の重要政策及び警察等に関する調査	一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第四二号)

小宮山洋子	佐藤道夫
齋藤 効	櫻井 寛充
高嶋 良充	鈴木 泰介
谷 博之	佐藤 雄平
千葉 景子	内藤 正光
辻 泰弘	長谷川 清
平田 健二	広中和歌子
福山 哲郎	藤井 俊男
藤原 正司	堀 利和
本田 良一	松井 孝治
円 より子	峰崎 直樹
篠瀬 進	柳田 稔
山下八洲夫	山根 隆治
山本 孝史	和田ひろ子
若林 秀樹	井上 哲士
井上 美代	池田 幹幸
市田 忠義	岩佐 恵美
緒方 錠夫	大沢 辰美
紙 智子	小池 晃
小泉 親司	大門実紀史
西山登紀子	畠野 君枝
八田ひろ子	林 紀子
筆坂 秀世	宮本 岳志
吉川 春子	森 ゆうこ
田村 秀昭	大脇 雅子
広野ただし	平野 達男
渡辺 秀央	森 陽子
大田 昌秀	田嶋 陽子
福島 瑞穂	渕上 貞雄

内閣総理大臣小泉純一郎君質問答辯
本院は、内閣総理大臣小泉純一郎君を問責する。

右決議する。

理由

小泉総理は、先日、カナダのカナナスキスで開かれたサミットにおいて、「前人未到の改革に取り組み、一年たたが後戻りできない。・・・」と述べたと報道された。小泉内閣が発足して一年余り、一体何がどのように改革され、後戻りできない状態に至ったのであろうか。株価の低迷は変わらず、日本経済は依然として予断を許さない状況にある。景気低迷で中小・零細企業から大企業に至るまで企業の倒産件数は増え続けている。雇用情勢も悪化の一途をたどり、失業率は五%台の高率を維持し、若年層と中高年男性を軸にした長期の失業者は増え続けている。就職をあきらめてしまつた潜在失業者を加えると、失業率はさらにアップし、失業者数は一段と増加するとの指摘さえある。小泉内閣発足以来の極めて深刻な雇用情勢は全く変わっていない。

こうした中、小泉内閣は、自らの医療制度抜本改革実施の公約さえも反古にして、国民に一層の負担増を強いる、「健康保険法等の一部改正案」を野党の反対を押しきつて強引に成立させた。厚生労働省の試算では年間の国民の負担増は一兆五千億円で、国民一人当たり一万円を超える負担増を

又市 征治
参議院議長 倉田 寛之殿

十分な説明もなく問答無用で押し切ったのである。小泉内閣は、かつて特別減税を中止する一方で、消費税率三%から五%に引き上げ、さらには健康保険の患者負担を一割から二割に引き上げて、回復しかけた日本経済に大打撃をもたらした愚策を再び繰り返そうとしているのである。長引く景気低迷の中で体力を失った日本経済と不況に端ぐ国民生活に与える影響は当時とは比較にならないほど大きい。

また、小泉内閣は、有事三法案、個人情報保護法案、人権擁護法案など、広範な国民と野党四党の厳しい反対にもかかわらず、いままお、その成立を意図している。我々は、これらの法案の廃案を求めるものである。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

い小泉総理の退陣を強く求めるものである。
以上が本決議案を提出する理由である。

本院は、内閣総理大臣小泉純一郎君を問責する。小泉内閣は、かつて特別減税を中止する一方で、消費税率三%から五%に引き上げ、さらには健康保険の患者負担を一割から二割に引き上げて、回復しかけた日本経済に大打撃をもたらした愚策を再び繰り返そうとしているのである。長引く景気低迷の中で体力を失った日本経済と不況に端ぐ国民生活に与える影響は当時とは比較にならないほど大きい。

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月三十一日

厚生労働委員長 阿部 正俊
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に關し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人权に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年七月十八日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 綿貫 民輔

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九条)
- 第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)
- 第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条—第十四条)
- 附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策

の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確

保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

七 第二章 基本方針及び実施計画

八 第三条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十一条による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

九 第四条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

十 第五条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した

居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあつせん等を行うことにより、その自立を支援する

により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努力するものとする。

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

第十条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

第十一条 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計

事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

七 第二章 基本方針及び実施計画

八 第三条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十一条による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

九 第四条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

十 第五条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した

居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあつせん等を行うことにより、その自立を支援する

により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努力するものとする。

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

第十条 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計

官報 (号外)

画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くよう努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)
第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行なう民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割的重要性に留意し、これらとの緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとす

する。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失效)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(審査報告書)

食品衛生法の一部を改正する法律案

右は本院提出案をここに送付する。
平成十四年七月二十二日
参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 緊賀 民輔

第四条の二の次に次の二条を加える。

食品衛生法の一部を改正する法律
(昭和二十一年法律第二百三十三号)

第四条の三 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第十五条第一項から第三項まで又は第十七条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管

理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し

の者により製造等がなされた食品等について、その販売、輸入等を禁止することができる」とするとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰則を強化しようとするものであり、妥当な措置と認める。

四 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない方法により添加物を使用した食品

二 第六条に規定する食品

一 第四条各号に掲げる食品又は添加物

て、当該特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、衆議院・食品衛生審議会の意見を聽いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを告示をもつて禁止することができ

る。

四 第七条第一項の規定により定められた規格に合わない方法により添加物を使用した食品

三 第七条第一項の規定による処分をしよ

うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

四 第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

三 第七条第一項の規定による処分をしよ

うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

四 第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害關係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食

品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるとときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解除するものとする。

四 第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害

關係を有する者の申請に基づき、又は必要に応

じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該

処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食

品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるとときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解

除するものとする。

四 第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害

關係を有する者の申請に基づき、又は必要に応

じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該

処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食

品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるとときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解

除するものとする。

四 第七条第一項の規定による処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、当該処分に関し利害

關係を有する者の申請に基づき、又は必要に応

じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該

処分に係る特定の食品又は添加物に起因する食

品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるとときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該処分の全部又は一部を告示をもつて解

除するものとする。

官 報 (号 外)

平成十四年七月三十一日 参議院会議録第四十三号

投票者氏名

